

【参考】京都市立中学校・義務教育学校（後期課程）における部活動の段階的緩和について

期間	6/29～7/9	7/10～7/31	8/1～8/23	8/24～
校内での活動	本市中学校部活動ガイドラインに基づく通常の活動とする。 (活動時間：平日2時間程度以内・休日3時間程度以内 / 休養日：平日及び週末それぞれ1日以上)			
対外的活動	参加者	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>学校が管理できる対象（生徒、教職員、部活動指導員、外部コーチ、保護者等）とする。</u> ※保護者等の応援等を伴う場合は、受付を設置する等、参加者の把握に努めること。 		
	参加者数	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>自校・他校合わせて100名以下。</u> ※集団を分けて参加させる等、必要最小限の参加者数とし、密集等を回避して活動すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>制限は設けない。</u> ※不特定多数の集合ではなく、密集等を回避して活動できる人数とすること。 	
	活動場所等	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>府内での活動を認める。</u> ・ <u>府内の学校との交流を認める。</u> (自校を含め2～4校程度とすること。) ・ <u>公共交通機関や貸切バス等での移動を認める。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>府県をまたぐ活動を認める。</u> ※活動先の地域の感染状況に留意すること。 ・ <u>他府県の学校との交流を認める。</u> ・ <u>公共交通機関や貸切バス等での移動を認める。</u> 	
	宿泊	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>宿泊を伴う活動は禁止する。</u> 		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>宿泊を伴う活動を認める。</u>
感染発生に備えた対策	<p><u>自校の参加者（生徒、教職員等）について、次の内容が把握できる書類を各校で保管する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者の連絡先が把握できるもの ・ 参加者の体温や体調の状況が把握できるもの ・ 参加者の行動歴（移動経由地や利用交通手段等）が把握できるもの（様式不問。例：校外活動届を活用する等） 			